

第61号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第31条の2の見出し中「および住居手当」を削り、同条中「、第12条および第14条」を「および第12条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号および第4号ならびに第29条第1項第1号および第3項第1号の改正規定ならびに次項および付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）

および第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て品川区教育委員会規則で定める。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年品川区条例第56号）の一部を次のように改正する。

付則第9項中「、第12条および第14条」を「および第12条」に改める。

（説明）定年前再任用短時間勤務職員等に対して住居手当を支給するほか、刑法の改正に伴い規定を整備する必要がある。